

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	只今より、第 255 回総会を開会いたします。 本日は、市議会に出席のため、寺井会長が不在ですので会長代理の私が進行させていただきます。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。
池田友邦会長代理	続きまして、本日の議事録署名人には湯山地区の柴田委員と、北条地区の篠原委員の御二人にお願いいたします。
池田友邦会長代理	本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 8 号までの 8 件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。 それでは、議案第 1 号から第 3 号までを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。 令和 6 年 10 月 26 日から令和 6 年 11 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 5 件、5 条届出が 13 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第 3 号ですが、議案の訂正をお願いいたします。 議案書 4 ページの番号 2 番の賃借人が山本一幸となっておりますが、正しくは被相続人、山本一幸、相続人、山本一伸となります。訂正をお願いいたします。 それでは、御報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

	2 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 3 番、本件は、強化促進法により、令和 5 年 8 月 1 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。 4 番、本件は、農地法により、平成 17 年 6 月 9 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 5 番、本件は、農地法により、平成 20 年 6 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。 離作補償は無いとしております。 6 番、本件は、農地法により、昭和 60 年 8 月 8 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
池田友邦会長代理	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	御手元に審査基準 1 号から 6 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せてご覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件 2 件を、一括にて御説明いたしま

す。

7 ページの 7 番、8 ページの 15 番の譲受人は新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

1 番、譲受人は、農地約 18 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2 番、譲受人は、農地約 65 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3 番、譲受人は、農地約 21 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4 番、譲受人は、農地約 93 アールを耕作する農家でございます。

この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

5 番、譲受人は、農地約 120 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6 番、譲受人は、農地約 13 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8 番から 11 番は関連する案件でございますので、併せて御説明します。

8 番、9 番の譲受人は、農地約 3 アール、10 番、11 番の譲受人は農地約 3 アールを耕作する農家でございます。現在、申請地 2 筆の所有者は同じ 3 名の共有となっておりますが、この度、3 名の内の、2 名の権利を譲受人が取得し持分移転により所有権を 1 名に集約するものでございます。

12 番、譲受人は、農地約 5 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13 番、譲受人は、農地約 153 アールを耕作する農家でございます。

この度、贈与により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

14 番、譲受人は、農地約 96 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16 番、譲受人は、農地約 21 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17 番、譲受人は、農地約 291 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18 番、本件は本人保留でございます

	以上でございます。
池田友邦会長代理	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は2件で、7番、15番であります。 7番は所在地が久谷地区でありますので藤岡委員から説明をお願いします。
藤岡正勝委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷地区にお住まいで、この度、申請地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。5年程度の農作業歴があり、既にマルシェと契約済みで、販売先も決定しているなど、農業経営を行う意欲も十分に感じられたことから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	15番は所在地が河野地区ありますので、竹田委員から説明をお願いします。
竹田和司委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、河野地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
池田友邦会長代理	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

山岡美明副主幹	次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局の説明を求めます。 それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、建築業や不動産業などを営む法人です。現在、本店内の倉庫及び屋根裏に資材を置っていますが、手狭であり、早急に新たな資材置場を確保する必要があります。そこで、工事現場が周辺に比較的多く、本店からの移動距離も短い本申請地を、露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。 また、本件申請地は、譲渡人が令和5年に相続したものです。前所有者が、農地法の許可を得ず令和元年に造成し、貸駐車場として利用していたものです。その契約も令和5年12月に解約し、今回、改めて違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は、伊予鉄道平井駅から、概ね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。 2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、本件は周辺地域において居住する者の、日常生活上、必要な施設で、集落に接続し設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。また、優良農地の転用であるため、今月17日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 3番、本件受人は、送電線鉄塔の修繕、塗装を主たる業務とする法人です。 現在、東温市に本社事務所と資材置場を設置していますが、事業拡大により新たな用地の確保が必要となりました。そこで、現場に近くアクセスも良好な申請地を転用し、露天資材置場兼露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、伊予鉄道鷹の子駅から、概ね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。 4番、本件受人は、認定こども園などを運営する法人です。現在、余戸園の駐車場が少なく、入卒園式や季節のイベントなど、多くの保護者が来園する際の駐車場がなく苦慮しています。近隣に有効な公共交通機関もなく、タクシーなどでの来園を依頼している状態で、保護者からも駐車場の確保を強く要望されています。そこで、余戸園に近い本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、松山外環状道路の出入口から、概ね300メートル以内に位
----------------	---

池田友邦会長代理	置することから、第3種農地と判断されます。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いします。 以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、2番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号、「令和6年度 第9号農用地利用集積計画」について議題とします。 事務局の説明を求めます。
越智徹主査	本日の議案についてご説明させていただきます。 本日の案件42件の内、使用貸借権の設定は4筆、賃貸借権が118筆、所有権移転が31筆で、設定総面積は123,327平方メートルです。 その内訳は、新規が54筆、更新が68筆、売買が5筆、贈与が26筆となっています。 利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものはこれまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。 12ページ番号2、番号4、13ページ番号6は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約777アールを耕作する農業者で、12筆のうち7筆について、

	新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、番号7、番号8も同一人ですが、更新のため、省略いたします。 番号9及び14ページ番号10、及び15ページ番号11、番号12、番号15は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約66アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、番号9、番号11については、中間管理権の一括方式による貸借権設定となっております。 番号13の譲受人は約178アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号20の譲受人は約174アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号21の譲受人は約202アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号36の譲受人は約93アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 25ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。 番号37の譲受人は、約151アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号38の譲受人は、約198アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号39の譲受人は、約200アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号40の譲受人は、約379アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号41の譲受人は、約238アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号42の譲受人は、約243アールを耕作する農業者で、樹園地及び畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
--	--

池田友邦会長代理	なお、松山市の公告日は、令和6年12月17日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。 以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
越智徹主査	それでは御説明いたします。 農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地を、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。 今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は1件、4筆です。4筆全ての農地が、耕作又は草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されておりました。そのうち納税猶予申請時点で一部に宅地部分として納税猶予対象外となっていたものが1筆、農業用倉庫が建っており納税猶予対象外となっていたものが1筆ありました。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかは、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

池田友邦会長代理	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第８号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	それではご報告いたします。 令和６年１０月２６日から、令和６年１１月２５日までに、専決処理した案件は２１件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。 以上でございます。
池田友邦会長代理	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
池田友邦会長代理	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案８件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。

越 智 徹 主 査	私のほうから、5点連絡事項がございます。 1点目は、お手元に令和7年版 農業委員会手帳をお配りしておりますので、御活用ください。 2点目は、農業者年金普及啓発のラジオ広告が、12月9日から南海放送で始まりましたのでお知らせいたします。 3点目は、利用意向調査についてです。 今年は猛暑の中「農地の利用状況調査」となります「農地パトロール」を行って頂き、大変お世話になりました。この現地調査の結果を踏まえ、今回「利用意向調査」を行います。 この「利用意向調査」で該当する地区の委員さんには、後日文書をお送りいたします。 「農地の利用状況調査」は農地法第30条で、「毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と定められており、その調査により遊休農地となったものについては、農地法第32条で「利用意向調査」を行うこととなっております。 この「利用意向調査」は、対象となった遊休農地について、今後、所有者が自ら耕作するのか？貸付け等の権利移転をする予定があるのか？農地中間管理機構へ貸付けたいのか？など、所有者の意向について確認するため調査書を郵送するものです。 なお、遊休農地については利用状況調査以降、時間が経過しているものもあり、現在、農地の状態が改善されている場合もありますが、今後の利用の意向を確認するためにも、調査書を郵送します。 資料をご覧ください。これは見本となりますが対象地がある委員さんには、「通知文」と「利用意向調査書」と「農地における利用の意向について」と見本には入れておりませんが「対象者名簿」を来週早々にはお送りいたします。 資料の中に地区で送付する対象者の名簿があり、これは個人情報となりますので取り扱いには気を付けていただけたらと思います。 なお、対象者には、12月20日頃に「利用意向調査書」と「農地における利用の意向について」を送付し、利用意向調査書を1月末を期限で提出してもらう予定としております。 この「農地における利用の意向について」をご覧ください。真ん中の表の右にあります利用意向の欄に利用の意向を記載いただくのですが、選択肢の参考として、この表の下に①～④の意向の例を示しておりますので、該当する場合はその番号を
-----------	--

	書いてもらうようになります。問い合わせなどありましたら、ご説明頂き、農業委員会へ送付するようにお伝えください。 4点目は、松山市農業委員会委員研修会を年明け令和7年1月31日 金曜日の午後から本庁11階大会議室において、開催いたします。委員の皆様には、改めて御案内させていただきますので、ご予定の調整をお願いいたします。 最後に、次回の総会の日程についてです。 通常総会となります第256回総会については、令和7年1月10日金曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 なお、議案書については、令和6年12月27日に発送する予定で事務処理を進めて行く予定ですが、状況によっては1月6日に発送する可能性もございます。議案書がぎりぎり届く可能性がございますので、御認識いただければと思います。よろしくお願いいたします。 以上です。
池田友邦会長代理	以上をもちまして、本日の第255回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。 午前10時54分 閉会